

令和5年度第1回船橋市福祉有償運送運営協議会会議録

(令和5年8月30日作成)

- 1.開催日時 令和5年8月30日(水曜日)午前10時～
- 2.開催場所 船橋市職員研修所5階 501研修室
- 3.出席者 岩澤早苗委員(会長)、吉田壽一委員(副会長)、田中恭二委員、池田則子委員、小出正明委員、高橋孝次委員、齋藤太郎委員、安藤達也委員
- 4.欠席者 飯塚誠委員、鈴木幸博委員、佐川大輝委員
- 5.議題(公開) 委嘱状の交付
福祉有償運送申請団体の個別協議
- 6.傍聴者数 0人
- 7.決定事項 福祉有償運送の更新または新規登録の2団体について協議が調った
- 8.議事 下記のとおり
- 9.資料・特記事項 ウェブページ掲載のとおり
- 10.問い合わせ先 地域福祉課 047-436-2313

事務局	<p>ただいまから、令和5年度第1回船橋市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。司会を務めます、地域福祉課長 忍足です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会は、NPO 法人や社会福祉法人等による、介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う運送サービスである福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他必要な事項について、タクシー協会や住民団体等地域の代表にお集まりいただき、協議することを目的としています。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の交代がございましたので、ご報告いたします。</p> <p>第4号委員 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の代表として、千葉運輸支局運輸企画専門官 佐川大輝様</p> <p>第5号委員 船橋市社会福祉協議会の代表として、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出正明様</p> <p>第7号委員 その他市長が指名する職員として 建設局道路部道路計画課長 高橋孝次</p> <p>同じく第7号委員 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課長 安藤達也</p> <p>なお、今回交代された委員の皆様の任期は、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第2項に基づき、前任者の残任期間となりますので、高橋委員及び安藤委員は令和5年4月1日から、佐川委員及び小出委員は本日から</p>
-----	---

事務局

ら、令和7年3月5日までとさせていただきます。

本来であれば市長から委嘱状を交付すべきところではございますが、公務の都合上、福祉サービス部長より小出委員へ委嘱状の交付を行います。佐川委員は欠席のご連絡をいただいております。

小出様、自席にてご起立をお願いいたします。

(委嘱状交付)

ありがとうございました。

続きまして、岩澤福祉サービス部長より、ご挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

ありがとうございました。

初めての方もいらっしゃいますので、皆様お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。吉田副会長より、時計回りをお願いいたします。

(自己紹介)

ありがとうございました。

本日は、11名中8名のご出席をいただいておりますので、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、協議内容は原則公開になります。

はじめに、お手元の配付資料について確認させていただきます。

まず、本日の次第、席次表、参考資料として「タクシー料金の2分の1の目安」、差し替えの資料として、2団体の実績報告書と、社会福祉法人ラフトからの「船橋市福祉有償運送運営協議会申請団体確認票」と「自家用有償旅客運送の登録の申請」がございます。

次に、以前お配りした令和5年度第1回船橋市福祉有償運送運営協議会と書かれたフラットファイルには要綱、指針、委員名簿、処理方針、留意事項、ガイドブックと、本日協議する2団体の資料がございます。

不足等ございませんでしょうか。

(不足等無いことを確認)

ありがとうございます。

<p>岩澤議長</p>	<p>なお、本日の傍聴者はございません。</p> <p>それでは、運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、議長は、本協議会の会長であります「福祉サービス部長」が行なうことになっております。 岩澤部長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思います。本日は、更新1団体 特定非営利活動法人ロンの家福祉会と新規1団体 社会福祉法人ラフトについて協議をまいります。</p> <p>また、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第4項に基づき、意見又は説明を聴くため、申請団体の代表に、参考人として出席を依頼しております。</p> <p>しかしながら、要綱の第4条第3項により、運送主体の委員は自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないこととなっておりますので、ロンの家福祉会の協議については、一度池田委員にご退席いただき、参考人として出席いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員、異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。 協議の進行について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。進行につきましては、事務局から申請団体要件確認票に基づいて1団体毎に説明した後、参考人から「更新または新規登録の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明がございます。</p> <p>この点につきましても、参考人から説明後、質疑応答をして協議していただきます。</p> <p>なお、本協議の資料は、本日欠席の佐川委員に事前にご確認いただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>ただいまの説明のとおり、協議を進めていくということによろしいでしょうか。</p>

事務局	<p>(委員、異議なしの声)</p> <p>池田委員は、ご退席をお願いします。</p> <p>(池田委員、退席)</p> <p>それでは、早速、協議を始めたいと思います。 事務局は参考人を入場させてください。</p> <p>(事務局が、参考人を案内)</p> <p>参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言して下さい。事務局説明をお願いします。</p> <p>はい。特定非営利活動法人ロンの家福祉会についてご説明いたします。 ロンの家福祉会については、公共交通機関を使うことが困難な、障害を持った利用者さんからのニーズにより引き続き運送を行うため、今回更新を希望しています。</p> <p>団体資料の最初のページをめくっていただき、船橋市福祉有償運送運営協議会申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <p>運送主体は、特定非営利活動法人ロンの家福祉会 法人所在地は、船橋市前原西4-4-8 運送の対象は、 イ(身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者) 2名 ロ(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者) 4名 ハ(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者)46名 ニ(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者) 0名 ホ(介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者) 0名 ヘ(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準に該当する者) 0名 ト(肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者) 7名 ハの中でイ・ロ・トと重複があり、計49名となっております。旅客の名簿は資料の3枚目にございます。</p>
-----	--

	<p>輸送拠点、発着地が船橋市となります。</p> <p>次に運送の対価について、資料の4枚目の運送にかかる料金をご覧ください。</p> <p>特定非営利活動法人ロンの家福社会は、距離制となっております。</p> <p>2,000メートルあたり350円で事業所を出発してから事業所に戻るまでの送迎距離で算出しております。</p> <p>運送以外の対価は算定しておりません。</p> <p>使用車両は、セダン等計3台で運用しております。</p> <p>続いて、車両の使用権原について、ロンの家福社会の全ての車両の使用権限は法人が有しております。</p> <p>複数乗車はしており、知的障害児者の施設送迎で使用しております。</p> <p>運転者の人数は9名で、全員中型または大型1種免許を所持しております。全員必要な講習は受講しており、運転者要件は整っております。詳細は資料の後ろから2枚目、運転者一覧をご覧ください。</p> <p>また、損害賠償措置については、全台、対人・対物無制限保障に加入し、他に人身傷害に加入しております。</p> <p>管理運営体制について、4枚目をめくったところから5枚目にかけてご覧ください。そこに記載のとおり、運行管理、整備管理、事故処理、苦情処理の責任者がそれぞれ選任されております。</p> <p>法令順守について、さらにページをめくっていただいたところをご覧ください。</p> <p>道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号に該当する場合は、福祉有償運送の登録を拒否することとなっております。内容としましては、申請者または申請する法人の役員が、1年以上の懲役または禁錮の刑に処されてから2年を経過していないとき、登録の取り消しを受けてから2年を経過していないとき、その2つに未成年者の法定代理人が該当するとき、に登録を拒否することとなっております。</p> <p>このたび、いずれにも該当していない旨、宣誓書を頂いております。以上になります。</p>
岩澤議長	<p>それでは、参考人「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明して下さい。</p>
参考人	<p>申請団体用件確認表にも書かせていただきましたが、当会の利用者の多くがあまり好きな言葉ではありませんが、重度障害と呼ばれる方が主です。発作、音や騒音が苦手、多動や他害、人込みや視線が苦手、歩行が難しい、情緒不安定、突然フラッシュバックを起こすなどという方が大半を占めています。そのために、福祉有償運送を必要としています。公共の乗り物に乗れると</p>

	<p>きは乗せる努力をしているけれども、親御さんから、やはりタクシーに乗ったときに、車窓から見える景色が気になって降りられなくなったとき、「早く降りて！」と促されてしまい、その後パニックになってしまった経緯があり、自宅の車で出かけるか施設に頼んで出かけるのが一番安心すると言われていました。</p> <p>対象者は、当会で契約している利用者様で、知的障害者・精神障害者・身体といってもサポートの必要な身体障害者、筋ジストロフィーの方がいらっしゃいます。対価の方は、国の法定どおりタクシー協定の運賃以下で、当会は2 kmまで350円、それ以降1 km毎50円ずつアップという形になってはいますが、利用者が2 km圏内にいる方はほとんどいないので、この金額で対価は2分の1を守っていると思います。</p>
岩澤議長	<p>ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。</p> <p>何かご意見、質問等ございますか。</p>
小出委員	<p>利用者が利用するに当たりまして、事前予約とかの形になっているのでしょうか。例えば予約ですと、何か月前とか、もし突発的なことが起こったときの対応があれば教えて頂ければと思います。</p>
参考人	<p>当会はたくさん移動支援で車を使いたいとか、お出かけしたい方がたくさんいるのは分かっているのですが、職員の人数上限られてきてしまいますので、8月のお便りを出したときに、「10月はどこで利用したいですか？」と郵送させていただき、カレンダーで「この日とこの日は使いたい」というようなご連絡は先にいただきます。いただいた中で、人員不足のために多少の調整をこちらでさせていただき、例えば月に1回しか利用しない方、毎週使われる方が、同じ日にたくさん重複してしまった場合は、「利用する機会が少ない人を、今回優先させていただきたいのですがいいですか？」と親御さんにもご理解をいただいた上で調整して利用しております。</p> <p>当会はなぜ運転手が9名いるかといいますと、実は新しく職員を募集しても、なかなか免許を持っている若い方がいらっしゃらなくて、当会は免許を持っている者全てが福祉有償運送の講習を受けております。何かあったときは、コロナ禍の時もそうだったのですが、何があるか分からないので、すぐに対応できるように、緊急の時もできる限り緊急対応は受ける形で。ただ、強度行動障害とよばれる方たちがとても多くいらっしゃいまして、そうするとそれなりに専門知識を持った者が対応しないと難しく、体力的に飛ばされてしまうことがありますので、そういう中でどうしても受けることができないこともあるので、当会の方ではいくつかの事業所様と契約して、「使えるところを使ってください」ということを最初の段階でお願いしています。</p>

岩澤議長	いくつかの事業者さんと契約して、なるべく応えられるように、輸送サービスを受けたいといったとき、知的障害者の方や強度行動障害の方とか対応してくださっているということですね。
田中委員	一つだけ。確認表の中に「運転者にも専門的知識が求められる」ということで登記されているのですが、例えば資格と認証という法的のものまで求められるのですか。
参考人	実際に先程、どうして福祉有償運送を利用するのかということをお話しさせていただいたと思うのですが、実はまだ確実にシートベルトを付けなさいと言われていないときに、乗った一番後ろの席で、中学 2 年の女子だったのですが、学校のバス等では真面目に乗ってはいるのですが、気持ちが緩むのか乗ったとたんに後部座席で足を「バーン」とガラスにぶつけ、きれいに割れまして、やはり車に乗るときは「こういう風に乗るんだよ」ときちんと教えたり、「バスに乗るときは、こう乗るんだよ。電車に乗るときは、こうなんだよ」と移動支援の中でお伝えはしていくんですが、やはりこだわりなどがあると、どうしても難しく、車の中で大きな声をあげてしまうこともありますし、車などが走っている中ですれ違っただけで、「あいつ、俺の事睨んでいた」という感じで急に暴れだして、車の中で「バンバン」し始めてしまう。そうすると、運転している者であっても、介助はもちろんついてはいますが、危険を感じたら安全な場所に避難をしなければいけなかったり、怪我をさせないためにどうするかということは、運転手全員が、福祉の有資格者しかいないので、それに対応できるように、また何か問題が起きたときは皆で話し合いをして、そのような状況が起きないようにするために、心に傷を負わせてしまうことが一番よくないので、その前に手立てとして、「そろそろこういう状況だと危ないな」というときに回避するように、認定者達全員に統一しています。
岩澤議長	なかなか、障害者の方達をお乗せするというので、運転手さんにも事前に認識をいただき、また組織としても皆で共有して、「こういうことがあったので、今後こういうことにしようね」という組織的に対応されているということですね。
小出委員	今ガソリンが高騰していて、国の補助金も一応 9 月で…。まあ継続ということで。そののところも大きいと思うのですけれども、影響というか、懸念材料だと思うのですが、少しあればお伺いしたいと思います。
参考人	実際にとっても厳しいです。皆さん、美味しいものをお家で食べているのか、結構体の大きい方が多いので、実はタイヤの消耗も激しいです。タイヤの消耗

だったり、乗ったときにラジオとか気になったりしまって「バンツ」と叩いてしまったりして壊れたりとか、車の維持というのはとても。今後本当にこれだけガソリン代が上がってきてしまうと厳しい状況下なんですけれども、これだけの暑い中で、普段から乗り物に乗れない子たちを歩いてどこかに連れていくとか難しい状況で、今は厳しいかもしれないけれども、他のものも全部物価も上がったりして、親御さんたちが「使いたいけど、使えない」というような状況になってしまうと、以前制度等が変わる度に「もう私たち親子は生きていけないわ」という風に、泣きながらお話してくるような親御さんも多々いらっしゃったんですね。その時に、何もかもを上げてしまうと、「また？また？」と言われてしまうと困ってしまうので、今回は何とかこれで耐え忍んで、これでどうにもならなかったときは途中で、「すみません、料金改定の申請をお願いします」という形になるかもしれないんですけれども、「今踏ん張れるだけ踏ん張ろうじゃないか」というのが、当会の職員たちの中で話が出て、このままの金額で運営を続けていこうというふうに出した金額でございます。

田中委員

ロンの家のことではなくて、燃料高騰のことについて意見と提案があるんですけれども。メモをつくってきたので、読ませてもらいます。燃料高騰対策として、船橋市の施策として貨物運送事業者に向けた助成金の事業が今現在進められています。もう一つ、路線バスとタクシー事業者に向けた支援事業もあるというふうに聞いています。社会貢献活動をしている私たち NPO 法人には事業運営に支援がないとってしまえばないんですけれども。池田さんが言われたように、車両関係費の中に占める燃料費、これがもの凄く大きいわけですよ。さっき言ったタイヤの消耗とか保険とかいうのは、動かなくなってもかからない経費として固定費であげられるんだけれども、考えられないほど高騰しているわけだよね。そういう意味では、収益事業体だけではなくて、私達のような非営利団体にも事業の安定性とか、継続性というのを考えていただいて、支援するような施策をしてくれないだろうかということなんです。例えば「なのはな」は、たまたま船橋市と千葉市を拠点にやっているんですね。千葉市の運営協議会にも参加をしているもので、その委員の人の話を私は聞いているんですけれども、千葉市の福祉協議会の運営協議会ではね、1法人に 10 万円の運用補助費みたいなのを支給されていると。それから昨年からはですね、車両一台当たり月 6000 円と燃料の、これはまさにピンポイントで燃料高騰支援金といって、月当たり1台当たり6000円が補助されているという状況です。だからと言って、「金くれ、金くれ」とばかり言っている訳ではないんですけれども、NPO 法人だとかね、非営利団体に対する育成という点でもね、新規の認可が増えるんじゃないか、そんなことを考えていて、ぜひ検討していただければなと思っています。

<p>岩澤議長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。物価高騰ということで燃料もそうですし、食費もそうですし、色々なところで影響が出ているっていうことは市としても認識しているところです。今の田中委員のご意見を受け止めて、また何か今後に生かせればなと思いますので、ご意見としては受け止めます。ありがとうございます。</p> <p>ほかに意見等がなければ、協議に入りたいと思います。</p> <p>協議に入る前に、参考人はご退席ください。</p> <p>後日、事務局から結果をご報告いたします。</p> <p>(参考人退席)</p> <p>特に問題がなければ、特定非営利活動法人ロンの家福社会の更新登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ただいま、特定非営利活動法人ロンの家福社会の更新登録について、当運営協議会にて協議が整いました。</p> <p>事務局は、池田委員を入場させてください。</p> <p>(事務局、池田委員を案内)</p> <p>続いて、参考人を入場させて下さい。</p> <p>(事務局が、参考人を案内)</p> <p>参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言して下さい。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。社会福祉法人ラフトについてご説明いたします。</p> <p>ラフトは、令和5年3月31日までは NPO 法人ラフトとして福祉有償運送を行っていましたが、このたび社会福祉法人として設立し、法人格の変更に伴う新規登録となります。</p> <p>団体資料の1枚目をめくっていただき、2枚目にかけて申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <p>運送主体は、社会福祉法人ラフト</p> <p>法人所在地は、船橋市習志野台1-11-4 三和医療ビル2階</p> <p>運送の対象は、</p>

	<p>イ1名 ハ3名 計4名となっております。旅客の名簿は6ページでございます。</p> <p>輸送拠点、発着地が船橋市となります。</p> <p>次に運送の対価について7ページをご覧ください。</p> <p>社会福祉法人ラフトは、距離制となっております。</p> <p>3km以内400円。以後1kmにつき100円が加算され、一般タクシーの2分の1の範囲内の要件を満たしています。</p> <p>運送以外の対価は、迎車料金は300円です。</p> <p>乗降時の車椅子への移乗、車から自宅や送迎場所の付き添い、車両から出た声かけなどを行う介助料金は、20分以内で400円。以後10分ごとに100円が加算されます。</p> <p>その他年間登録料として1000円が加算されます。</p> <p>使用車両について、ご説明します。</p> <p>使用車両は、セダン等2台、計2台です。</p> <p>続いて、車両の使用権限についてですが、全ての車両の使用権限は法人が有しております。</p> <p>複数乗車は行っておりません。</p> <p>運転者について、11ページをご覧ください。人数は3名で、全員中型または準中型、普通1種免許を所持しております。全員必要な講習は受講しており、運転者要件は整っております。</p> <p>また、損害賠償措置については、全台、対人・対物無制限保障に加入しております。</p> <p>管理運営体制について、8ページ、9ページをご覧ください。運行管理、整備管理、事故処理、苦情処理の責任者がそれぞれ選任されています。</p> <p>法令順守について、10ページをご覧ください。道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号のいずれにも該当していない旨、宣誓書を頂いております。</p> <p>以上になります。</p>
岩澤議長	<p>それでは、参考人「新規登録の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明して下さい。</p>
参考人	<p>社会福祉法人ラフトのウエマと申します。どうぞよろしくお願い致します。事務局の方からご説明いただいたんですけども、新規申請の理由といたしましては、法人格の方が変更になりまして NPO 法人ラフトの頃から福祉輸送サービスを提供していましたので、引き続き社会福祉法人ラフトとしてサービスを提供していくために登録申請をさせていただいております。実際に子の援護</p>

	<p>等のサービスと併用して使わせていただくこととなりますので、引き続き申請させていただきますと思います。</p> <p>運送対価の方なんですけれども、料金体系については事務局の方から説明がありましたけれども、平均しますと、利用のサービスの時間ですとか内容によって異なるんですけれども、23 キロ、20 キロ程度としていまして、金額としても利用される方の障害の程度でありますとか、あとはサービスの時間によって異なるんですけれども、2,000 円程度が多い。運送の対象者ですけれども、利用者名簿のところの方にありますけれども(顧客名簿を開く)、身体障害の対象、療育手帳のみ交付されている者、いずれも常時見守りが必要な方で、行動が、1 番から 3 番までに関しては行動援護を意識するとして、他害等の危険性もあり、バスやタクシーの公共交通機関を使用するのが難しいところで、こちらで送迎サポートする。援護の方に関しては、身体障害でありまして、こちら公共交通機関を使用することが難しいため、そういう方が対象になります。</p>
岩澤議長	<p>ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。</p> <p>何かご意見、質問等ございますか。</p>
小出委員	<p>利用者の利用するときのどういう風に利用するのかな、ということをお聞きしたくて。例えば 1 か月前の予約だとか、予約制になったときとか、もし予約制だったときに、もし緊急に利用したいよという要望があったときには、どう対応されるのかなとお聞かせいただければと思います。</p>
参考人	<p>利用の予約に関しましては、1 か月前の日に依頼を、前月の 15 日に、他のサービスも同じなんですけれども、他のヘルパーのサービスも同じなんですけれども、そのときに予約をいただいている形になります。</p> <p>緊急時の対応なんですけれども、ご家族のやむを得ない事情がある場合ですと、ヘルパーの勤務状況もありますけれども、対応するようにはしています。</p>
田中委員	<p>関連してね、1 ヶ月前の予約ということなんだけれども、当然身体的な変化も多いと思うんですけどね。例えば、キャンセルとかあるのかないのか、あるいはあった場合には料金的な対応をするのか、ちょっと聞かせてください。</p>
参考人	<p>キャンセルの対応はしてはしまして、そういう方もいらっしゃいます。福祉有償運送としてというよりキャンセル料というのは、行動援護等のサービスを併用して使われている方が多いので、そういう場合ですと、サービスのキャンセルする日数、何日前にキャンセルされるかによってキャンセル料が発生するかどうかが変わってきてまして、サービスの 3 日前までにキャンセルの連絡をいた</p>

	<p>だきましたら無料で、それ以外の 2 日前、前々日、前日、あとは当日によって料金が変わってくるという形になっています。</p>
池田委員	<p>旅客の名簿、4人ですか。今現在の、NPO 法人のときからのということなんでしょうか？</p>
参考人	<p>NPO 法人のときはもっと人数はいたんですけども、運転できる職員と福祉有償運送のサービス提供のために、資格を持つ職員が少ないというところがあって、対応できることが難しいです。</p>
池田委員	<p>これから増えていく可能性は？</p>
参考人	<p>そうですね。職員、運転できる職員であるとか、サービスを提供できる職員が鍵になるかと。</p>
小出委員	<p>運送の対価のところなんですけど、タクシー料金の半額ということで、これは理解できるんですけど、初乗り 3 km ではないと思うんですけど、これ最初 3 km を、タクシーで初乗りだと思うんですけど、3 km に設定したのは何かあるんですか。タクシーだと、最初 2 km じゃないですか。</p>
参考人	<p>これも NPO 法人のときからの引き続きのもので、このサービスを使うとなると、やっぱり料金的にも高くなってしまっていて利用される方によっては、色々ありまして、そういうのを勘案して。</p>
小出委員	<p>それと、併せて今、ガソリン代が高騰してしまっていて、9 月で切られちゃうということで、議論されているようなんですけれど。その影響というか、何かあれば教えてほしいのですけれども。</p>
参考人	<p>そうですね、ガソリン代の高騰は確かにしているんですけども、今年度に限ってはまだ福祉有償運送サービスに関しては提供はしていない状況なので、直接影響というのはわからないですけども、今後他の福祉有償運送サービス以外の送迎での別のサービスでの送迎も行っていますので、そこで対策というか大変だという話は聞いております。</p>
吉田副委員長	<p>基本的なこと非常に申し訳ないんですけども、ここで見る限りによっては身体障害者の方々を、介護することについてね、ラフトさんにおいてどんな形で、考え方というか指導をされているのか教えてください。例えばなんですけど、直接担当される方とかそういう方に対して、どんな形で対応してほしいと</p>

<p>参考人</p>	<p>かっていうのが何かあれば。</p> <p>運転する運転手さんというのは、通常他のサービス、障害の福祉サービス、生活介護とか行動援護とか、ほかの業務も兼ねていますので、そんな日ごろから指導ということは。運転業務にかかわる指導というところは、社会福祉法人となってからは、まだサービスの提供は出来ていないんですけれども。継続的にはしている形ですね。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>吉田委員が仰っていたのは、例えば知的障害者の方とか身体障害者の方は、普通のタクシーに乗るのがやはり困難かもしれないので、そうすると、こういう福祉有償運送で乗せていっていただくときに、やはり運転手さんが何か注意することがあるんじゃないかとかあると思うんです。そこらへんを法人さんとして運転手さんの方に、どういう支援をしていったらいいかということ、運転手さんにお話していたりとか、法人の中で話し合ったりとかしているんですか、って思うんですけれども。そういうところは、どうでしょうか。</p>
<p>参考人</p>	<p>補足いただいて、ありがとうございます。福祉有償運送サービスを提供するときは、まず最初は同行する者がいまして、運転する者とこれから運転するであろう、サービスに入るであろう職員が2人体制で入って、その方のサービスにあたって、実際にサービスを提供しながら、事前にも利用者の方の情報ですとか会議等でお伝えをして、実際のサービスの際は、まず一緒にヘルパーが2人体制で入って、その方の支援を聞いて、実際に見ていただきながら支援を行っていく、その現場で指導しながらサービスに入っていく。あとは事後は、会議は月に1回。福祉有償運送サービスというよりは、ラフトサポーターのサービスラフトというヘルパー事業所の会議になるんですけれども、そこで職員の疑問であるとか、こちらからの指導というのも行っております。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>意見等がなければ、協議に入りたいと思います。</p> <p>協議に入る前に、参考人をご退席ください。</p> <p>後日、事務局から結果をご報告いたします。</p> <p>(参考人退席)</p> <p>特に問題がなければ、社会福祉法人ラフトの新規登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>事務局</p>	<p>ただいま、社会福祉法人ラフトの新規登録について、当運営協議会にて協議が調いました。</p> <p>本日、申請されていた2団体について審議が終了しました。</p> <p>ご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>その他、事務局から何かありますか。</p> <p>はい。次回の開催は、現時点で未定ですが、団体の申請等がありましたら、事務局から開催日時をご連絡させていただきます。</p> <p>お帰りの際、会議資料は机に置いたままご退室いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>田中委員</p>	<p>ここに馴染むかどうかわからないんですけども、輸送にかかわることなので、ちょっと3点だけ議事録にとめておいてくれる程度で結構です。</p> <p>今も出ているようにですね、高齢者や障害者などの移動困難者というのはですね、選挙の投票行動について非常に困難を占めていて、社会的なニーズとしても投票率の低下ということで問題視されている訳ですね。私が調べてみたら、平成19年の6月に、当時の総務省の下で「投票環境の向上方策等に関する研究会」というのが開かれていてですね、たまたま船橋市の選挙管理委員会の事務局長がそこに参加をしていたということなんですね。それは移動困難者の送迎が投票率向上に非常に有効だ、ということが指摘をされていました。前回市議会でもですね、閉会した市議会でも、移動困難者の投票環境の改善としてですね、改善してほしいという声があって、選挙管理委員会事務局長が議会に答弁をされていました。どういう風に言っているかということ、選挙管理委員会としては、「投票所までの送迎を中心とする移動支援が良いのではないか」というような見解が示されています。この際にですね、送迎を母体とするっていうことをここで運営協議会がありますので、選挙管理委員会とですね、ここの運営協議会が懇談というか協議というか、手を携えてというか。タクシー事業者やNPO法人と送迎サービスを推奨していただいて、選挙管理委員会に対しても、こういうことを使ってみてはどうか、あるいは支援したらどうか。私たちもそのことに受ける社会的な責任もありますので、そういう点で、選挙管理委員会とやりとりして投票率向上にそういうのはどうかと思っています。以上です。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>貴重な意見、ありがとうございます。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和5年度第1回福祉有償運送運営協議会を終了します。</p>

	本日はご出席いただきありがとうございました。
--	------------------------